

広島県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田丸門田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
尾道市御調町丸門田字西中倉四五番地先から 尾道市御調町丸門田字保寺一四八四番二地先 まで	旧	三・〇〇〇 〇・二〇〇	七二〇・〇〇	
尾道市御調町丸門田字西中倉四五番地先から 尾道市御調町丸河南字保地一〇一五番一地先 まで	旧	一・〇〇〇 二・五〇〇	五六〇・〇〇	
尾道市御調町丸門田字西中倉四五番地先から 尾道市御調町丸河南字保地一〇一五番一地先 まで	新	一・〇〇〇 二・五〇〇	五六〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件七二 〇・〇〇〇メー トル